

平成21年第2回美祢市議会定例会会議録(その1)

平成21年6月10日(水曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	岩 崎 敏 行
係 長	佐 伯 瑞 絵		

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	兼 重 勇
市民福祉部長	山 田 悦 子	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 本 勉
総務部次長	田 辺 剛	総務部次長	福 田 和 司
総合政策部長	金 子 彰	市民福祉部長	古 屋 勝 美 夫
建設経済部長	齊 藤 寛	総合政策部長	末 岡 竜 夫
次 長		企 画 課 長	

建設経済部
商工労働課
教育委員
事務局長
会計管理者
秋芳総合
支所長
監査委員
事務局
農業委員
事務局
市民福祉
高齢障害課

藤井勝巳
國舛八千雄
久保毅
杉本伊佐雄
西山宏史
古屋安生
岡村恵右

教育長
消防長
美東総合
支所長
代表監査委員
上下水道課長
総合観光部
観光総務課長

永富康文
坂田文和
坂本文男
三好輝廣
中村弥寿男
阿武知

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 平成20年度美祢市一般会計予算継続費の繰越について
- 日程第 4 報告第 2号 平成20年度美祢市一般会計予算の繰越について
- 日程第 5 報告第 3号 平成20年度美祢市観光事業特別会計予算の繰越について
- 日程第 6 報告第 4号 平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計予算の繰越について
- 日程第 7 報告第 5号 平成20年度美祢市土地開発公社の事業報告について
- 日程第 8 報告第 6号 平成20年度美祢観光開発株式会社の事業報告について
- 日程第 9 報告第 7号 平成20年度美祢農林開発株式会社の事業報告について
- 日程第 10 議案第 1号 平成21年度美祢市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 11 議案第 2号 平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 12 議案第 3号 平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 13 議案第 4号 美祢市民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例の

廃止について

- 日程第 1 4 議案第 5 号 美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 6 号 美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 7 号 美祢市高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 8 号 美祢市秋芳名水特産品直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 9 号 美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 1 0 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 0 議案第 1 1 号 字の区域変更について
- 日程第 2 1 議案第 1 2 号 字の区域変更について
- 日程第 2 2 議案第 1 3 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 3 議案第 1 4 号 市道路線の廃止について
- 日程第 2 4 議案第 1 5 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 2 5 請願 1 件

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより平成21年第2回美祢市議会定例会を開会いたします。会議に入ります前に、このたび全国市議会議長会より表彰がありました。表彰状並びに記念品は先刻議長室において伝達をいたしました。

被表彰者のお名前を事務局長から報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） それでは、御報告申し上げます。全国市議会議長会表彰、議員一般表彰、在職15年以上、南口彰夫議員。

以上、御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 一般表彰を受賞されました南口彰夫議員、まことにめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。（拍手）

この際、徳並議員より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。徳並議員。

23番（徳並伍朗君） 議長のお許しを得まして、発言をさせていただきます。私は本会議場に国旗と市章を掲揚することを提案いたします。

御承知のとおり、昨年3月21日に旧美祢市、美東町、そして秋芳町の一市二町が新美祢市として生まれかわりました。1年余りが経過いたしました。現在新市の一体化を図るために我々市議会も諸課題に取り組んでおります。

そうした中、本市の象徴でもあります市章が本年4月に決定をいたしました。私も市章等の選定委員会の一委員として市章選定にかかわってまいりましたが、市民の皆様幅広く周知していただくためにも本会議場に国旗と市章を掲揚することを提案するものであります。議員諸氏の御協力をお願いいたしまして、発言を終わります。

議長（秋山哲朗君） この際、暫時休憩をいたします。

なお、議員の皆さんは直ちに10時10分、議員全員協議会を開催いたしますので、会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。

協議事項につきましては、国旗、市章の掲揚について、そして指定管理者ガイドラインについてであります。よろしくようお願い申し上げます。

午前10時03分休憩

.....

午前11時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、議長において、御報告申し上げます。先ほど徳並議員から提案のありました本会議場に国旗と市章を掲揚することにつきましては、議員全員協議会で協議をし、掲揚することに決定いたしましたので、議場に掲揚するとともに御報告をいたします。

これより本日の会議を開きます。事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本定例会に本日までに送付してございますものは、執行部からは報告第1号から議案第15号までの22件と、事務局からは会議予定表と一般質問順序表でございます。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）、議案付託表、請願文書表の以上3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において徳並伍朗議員、竹岡昌治議員を指名いたします。

この際、市長より御報告がございます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 議長のお許しを得まして、先日発生をいたしました秋芳プラザホテル一酸化炭素中毒事故につきまして、一言申し上げさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、6月2日の日に秋芳町秋吉台の秋芳プラザホテルの事故によりまして、宿泊されておられました大阪府高槻市立松原小学校6年の児童の方々、それから引率の教師の方など22名の方が病院に搬送されまして、そのうち1名の方がお亡くなりになったということでございます。

事故の原因につきましては、山口県警の本部の調査によりますと、建物に密着をして設置をされておりますボイラー煙突の施設から漏れました一酸化炭素が部屋に

充満したことによるものと見られております。

このたびの事故によりましてお亡くなりになりました方に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族、関係者の皆様のお気持ちを察しますと、お気持ちはいかばかりかというふうに思うところでございます。

また負傷された方々におかれましては、昨日全員御退院になったということで、ちょっとほっとしたところでございますけれども、一刻も早い全快を心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

市といたしましては、引き続き県と密接な連携を図りまして、被害に遭われた方々に対しまして必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えておるものでございます。

また松原小学校の児童の皆様には、本市が誇ります秋吉台・秋芳洞のすばらしさを体験していただくことができなかつたこと、小学校最後の楽しい思い出をつくっていただくことができなかつたことを非常に残念に思っております。従いまして、今後事情が許せば、何らかの形で松原小学校の皆様を本市に御招待をいたしたいということも検討をさせていただきたいというふうに思っております。

この思いは奥本高槻市長にお伝えを申し上げて、なお私あてに市民の方々、それから県外に出られましたこの地元の方々に本当に非常な御心配をいただきまして、手紙等、メール等ちょうだいをいたしております。遠くは東京に出ておられますこの地元の方からメールもいただきました。何かこの方々が、市民の方含めて私どもにできることはないだろうかというふうなお手紙、メール等ございました。

従いまして、今私が高槻市の松原小学校の児童の方々、6年生のですね、御招待を申し上げるというふうに申し上げましたけれども、地元の民間の方々の御協力が得られれば、何らかの形で募金活動をさせていただいて、その御招待申し上げることに寄与させていただいたらということも今考えてます。また具体的なことは今後煮詰めていきたいと思っておりますし、また次の松原小学校の児童の方々がまだ心のいろんな痛みが癒えておりませんでしょうから、早い時期に余り土足で踏みこむことはしてはいけませんので、その辺も踏まえまして何らかの形で考えさせていただきたいというふうに考えております。

また事故に際しましては、市、消防、それから教育委員会、全力を挙げて救助、御支援をさせていただきました。また市民の方、民間の方もですね本当に御協力を

賜ったということに感謝を申し上げたいと思っております。

今月の5日の日に高槻市の一瀬教育長が、わざわざ大阪より私のところに参られまして、本当に美祢市の方々の対応のすばらしさといえますか、また児童に対する配慮、心配りですね、本当に感銘をしたと、心からお礼を申し上げたいと、わざわざそのことを申し上げに大阪からいらっしゃいました。このことをぜひ市民の方に伝えていただきたいということでございましたので、この席を借りまして市民の方々にそのことを御報告を申し上げたいと思います。

美祢市といたしましては、観光立市による交流拠点都市という大きな旗を掲げて、今それを進めておる中で、このような事故が発生したことは、痛恨の極みでございますけれども、このたびのような事故を二度と起こさないために、6月5日には類似施設の緊急点検を実施したところでありまして、今後とも県との密接な連携により安全対策に万全を期してまいり所存でございます。

今後は安心をして訪れることができる秋吉台・秋芳洞、そして我々が誇り得る美祢市のすばらしさを今まで以上に全国に発信をしてまいり所存でありますので、議員の皆様方、または市民の皆様方の御支援、御助力をどうかよろしくお願い申し上げます。

またこのことに関しまして、本日私も胸につけておりますし、議員の方々も胸につけていただいておりますけれども、この黄色い羽根につきましては、今から54年前に岩手県で起きました12名がお亡くなりになって30名が重軽傷を負われましたバスの転落事故をきっかけに、赤い羽根にヒントを得まして考えられてつくられたものでございます。以来、交通安全、安全のシンボルとして使用され始めたものであるという経緯がございます。本市におきましては、交通事故により、昨年は4人の方、ことしも1人につきまして尊い命が失われております。またこの度の秋芳プラザホテルの事故のような悲惨な事故を防止し、市民の皆様のかげがない命を守るために、本市におきましては積極的にこの黄色い羽根を着用してまいりたいというふうに考えております。

今後事故のない、安全で安心な豊かに暮らせる街を目指しまして、この黄色い羽根を安心安全のシンボルとして交通安全期間中やさまざまなイベント等で着用、配布してまいりたいというふうに考えておりますので、皆様の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

〔市長 村田弘司君 降壇〕

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今市長のこの度の秋芳プラザにおける一酸化炭素中毒事件に関しましては、詳しく述べられたとおりと思っております。

いずれにしても、何て言いますか、秋芳プラザホテルで毎日連日のように、このCO₂中毒事故に関しましてはもうマスコミ等で言われております。そういうことで、今回随行カメラマンの方が亡くなられたことは非常に残念なことでありますけれども、そういった同じこの美祢市の消防署員が早急に駆けつけて、何と言いますか、随行の教員の方2名、そしてまた看護師の方3名が倒られていたということで、そういった方も本当に消防署に早急に駆けつけて外へ出して救出していったと。それで私も市民の皆様からお聞きするんですけれども、1日目に随行カメラマンの方が亡くなられたと。次の日は何名の方が亡くなるんであろうか、非常に心配されたということをお聞きしたわけでありまして、私、たくさんの方からお聞きしたわけでありまして、が、しかし、次の日、とうとう本当に意識を失った方が随行の先生等がちゃんと回復してですね、本当に市民の皆さんは今回の消防署員の本当に救命第一で救助活動したことにしましては、高く評価されていたと。これが本当にもっと大変な状況にならなくて済んだと、そういった御意見をお聞きしているわけでありまして。

それと特に今回マスコミ報道等で1週間以上、また連日連夜、この秋芳、秋芳洞、また秋吉台、この件について放映されてですね、市長もいろんな面に対応今後されるということですが、いずれにしてもマイナスイメージが若干ついておるんじゃないかと。そういうことで、今後いかにこのマイナスイメージ、山口県の美祢市、秋吉台、秋芳洞知らない人はだれもいなくなったぐらいに逆に皆さんたくさんの方がわかっておられたと思いますので、どうかこのところをしっかりと今後さまざまな面で、この美祢市が開けて、いいイメージを今後どのように村田市長は今後開いていこうとされているか、その辺をお伺いいただければ嬉しいと思っております。よろしく申し上げます。

わかりました。そういうことで、そういう方向できちっと進めておられると思いますので、そういったところも御配慮して、今後行政として一つ一つ手を打っていただきたいとそのように思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から26日までの17日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって会期は17日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので御了承をお願いいたします。

日程第3、報告第1号から、日程第24、議案第15号までを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成21年第2回美祢市議会定例会に提出いたしました報告7件、議案15件について御説明申し上げます。

報告第1号は、平成20年度美祢市一般会計予算継続費の繰越についてであります。

平成20年度美祢市一般会計当初予算において継続費の議決をいただいております「下領北団地住宅建設事業」について、744万5,122円を、平成21年度へ逐次繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものであります。

報告第2号は、平成20年度美祢市一般会計予算の繰越についてであります。

平成20年度美祢市一般会計予算について、本年3月議会で繰越明許の議決をいただいておりますが、「定額給付金事業」については4億8,078万3,000円を、「未給水地区飲料水水源確保事業」ほか地域活性化・生活対策臨時交付金事業関係の22事業で、2億3,312万3,000円を、「子育て応援特別手当事業」については1,530万9,000円を、「団体営農地防災事業・ため池等整備」については808万円を、「元気な地域づくり・プロジェクト支援交付金事業・基盤整備」については990万円を、「畜産基盤再編総合整備事業」については3,001万2,000円を、「都市排水路整備事業」については3,

038万7,000円を、「白土団地住宅整備事業」については276万7,500円を、それぞれ平成21年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、平成20年度美祢市観光事業特別会計予算の繰越についてであります。

平成20年度美祢市観光事業特別会計予算について、本年3月議会で繰越明許の議決をいただいております「秋芳洞照明施設整備事業」について3,200万円を、平成21年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号は、平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計予算の繰越についてであります。

平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計予算について、本年3月議会で繰越明許の議決をいただいております「県道秋吉絵堂線水道施設等移設事業」について539万8,500円を、平成21年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号は、平成20年度美祢市土地開発公社の事業報告についてであります。

美祢市土地開発公社の平成20年度事業の概要を申し上げますと、まず収益的収支では、収入が3,813万2,875円であり、収益的支出は3,815万6,678円で、収益的収支の主なものは美祢市住宅団地ほか2団地の合わせて7区画を売却した収益及び売却原価であります。

平成20年度の売却処分の内訳といたしまして、「美祢住宅団地」は4区画を売却し、平成7年7月の分譲開始から一般個人用住宅用地の全886区画のうち、現在748区画を分譲に供し、平成21年3月末までに538区画を分譲しております。この分譲実績を率で申しますと、全体計画の886区画に対して60.7%、分譲に供している748区画に対して71.9%であります。

また「長田定住団地」は1区画を売却し、全15区画のうち平成21年3月末までに5区画を分譲しております。

さらに「湯の口分譲住宅地」は2区画を売却し、全体計画の3区画のうち平成21年3月末までに2区画を分譲しております。

業務の運営に当たっては、経営の効率化に努めましたが、当期において2万3,

803円の純損失が発生いたしました。

一方、資本的収支の収入が2億3,214万3,579円で、支出は2億5,979万9,133円となっており、資本的収入が資本的支出額に不足をする額2,765万5,554円は、過年度分損益勘定留保資金73万5,507円及び当年度分損益勘定留保資金2,692万47円で補てんいたしております。

収入の内訳は、長期借入金1億3,520万7,000円、且住宅団地の有形固定資産売却代金5,603万4,579円、市からの補助金が4,090万2,000円となっております。支出の内訳は、用地の維持管理にかかる経費4,092万554円及び長期借入金償還金2億1,887万8,579円となっております。ここにその経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

現下の諸情勢はまことに厳しいものがありますが、今後とも分譲促進に向けて鋭意努力してまいるとともに、公社事業の健全な経営を推進するよう監督、指導していく所存であります。議員の皆様を初め、市民の皆様におかれましては、今後ともさらなる御支援、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

報告第6号は、平成20年度美祢観光開発株式会社の事業報告についてであります。

総合交流施設「道の駅おふく」は、平成10年4月5日にオープン以来11年が経過をいたしました。この間の事業運営に当たりましては、常に創意工夫を凝らし、来客者に満足いただけるようなイベントを企画し、実践してきたところであります。

特に平成18年度には、温泉を循環式から源泉かけ流し方式に変更し、平成19年度には足湯を開設するなど施設を充実し、集客に努めてまいりました。しかしながら平成20年度におきましては、原油の高騰に加えて、昨年秋以降の経済情勢の悪化により、集客・収入は前年度を下回ることになりました。

また原油の高騰に伴い、温泉の温度を引き上げるための燃料であります灯油の価格高騰が経営をさらに圧迫をいたしました。このため灯油単価が特に高かった5月から12月までの8カ月間の灯油代金について、指定管理にかかる条件に基づき、灯油単価の1割を超えた代金を指定管理料として補てんしました結果、各コーナーにおける売上額は前年度より8.88%収入減となりましたものの、全体では105万9,926円の純利益が生じたところであります。

しかしながら、経営状況は非常に厳しい状況にあることから、数度にわたる経営検討会議や社員会議を開催し、経営改善計画を作成いたしましたので、今後は社員一人一人がこの経営改善計画の実践に努めるとともに経費節減に努め、経営の安定化を図りたいと考えております。ここにその経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

報告第7号は、平成20年度美祢農林開発株式会社の事業報告についてであります。

美祢農林開発株式会社は、平成19年12月25日に美祢市並びにカルスト森林組合の出資により設立した第三セクターであります。設立の目的は、森林保護のための伐採整備、企画運営であり、具体的な業務としては、竹箬の製造、農林産物の水煮加工及び竹細工加工の3事業を行うものであります。

平成19年度に美祢社会復帰促進センターの刑務作業と連携した竹箬の製造準備を行い、平成20年度から本格的に製造を開始いたしました。現在では、1カ月の製造本数も約10万膳に及び、量・質ともに安定してまいったところではありますが、平成20年度におきましては、販売体制が十分に整わず、美祢社会復帰促進センター内の売店で土産用として販売したほか、一部の事業所への販売にとどまったという状況であります。

また平成20年8月に市内奥分にあります旧桃の木小学校跡地に美祢市農林資源活用施設を建設し、併せて同年12月に美祢農林開発株式会社を施設の指定管理者に指定したことから、本年3月末から農林産物である竹の子の水煮加工の準備に着手したばかりであり、平成20年度における総売上額は、竹箬等の販売額213万3,040円にとどまり、当年度における純損失は、製造原価、一般管理費及び法人税と併せて790万1,603円となったものであります。

平成21年度は、竹箬の製造に加え、竹の子の水煮加工等も本格的に行うとともに販売を強化することにしております。ここにその経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

議案第1号は、平成21年度美祢市一般会計補正予算(第2号)についてであります。

このたびの補正は、まず歳出では、総務費の財産管理費において農業情勢の変化に伴う組織再編により、昨年度末をもって廃止となりました旧山口県土地改良事業

団体連合会美祢出張所の事務所を駐車場用地を含め、借り受ける経費として67万5,000円を追加計上いたしております。市の中心部にあります、位置する本施設の活用は、今後の市街地活性化の面から大変重要であり、市民サービスの向上を考慮し、有効に活用いたしたいと考えております。

次に、企画費では、十文字原の今後の開発・活用に向けた、十文字原用地の活用調査費として168万円を、さらに商工費では、県の委託を受け、秋吉台草原景観保全事業経費100万円を追加計上いたしております。

消防費の非常備消防費では、後ほど議案第6号で提案させていただきますが、本年9月より秋芳消防センターの管理を、指定管理者から市が直接管理することに変更することとしたことによる予算の組み換えを行ったものであります。

一方、歳入では、特定財源として県委託金、使用料合わせて100万7,000円を充当し、一般寄附金306万2,000円を計上いたしております。

また県の福祉医療費助成制度の見直しに伴い減額された県補助金825万1,000円の減額補正を行うとともに、医療受給者の経済的負担を緩和し、安心して医療が受けられるよう無料化を継続するため、減額された県補助金を市単独で補てんすることとしたことにより、一般財源として地方交付税753万7,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額335万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ157億5,335万5,000円とするものであります。

議案第2号は、平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、平成19年度の老人保健医療費拠出金額が確定をいたし、不足額が生じたので、これの精算金として支払基金へ支払う負担金7,260万円を追加計上し、歳入につきましては、国民健康保険基金を同額の7,260万円を取り崩し、充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額7,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,493万4,000円とするものであります。

議案第3号は、平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)に

ついてであります。

このたびの補正は、歳出では、後ほど議案第15号で提案させていただきますが、平成19年に発生した水道配水管の破損による道路陥没に伴うバイク事故の和解に伴う賠償金として、26万円を追加計上いたしております。歳入では、雑入として賠償補償保険金を同額の26万円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,025万円とするものであります。

議案第4号は、美祢市民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

別府民舞伝習館及び岩永本郷館の2施設につきましては、現在いずれの施設も地元団体を指定管理者として指定しておりますが、平成21年8月31日をもって指定期間が満了となります。両施設とも利用の実態は地元に限られておりますことから、地元に対し、譲渡に関する意向確認を行った結果、同意が得られたことから、後ほど議案第10号で提案させていただきますが、地元へ無償譲渡を行うことを前提に、美祢市民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

議案第5号は、美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

現在、美祢市多目的集会施設の指定管理者として、江原多目的集会所管理組合を指定しておりますが、平成21年8月31日をもって指定期間が満了となります。当施設につきましても、今回議案第4号で条例の廃止について提案しております2施設同様、地元限定した利用実態となっておりますので、同意を得た上で地元へ無償譲渡することを考えております。ただし、当施設は国の補助事業により設置した施設でありますので、財産処分にかかわる国の基準を満たすこととなる平成22年3月までの7カ月間は、市におきまして直接管理することとし、所要の一部改正を行うものであります。

議案第6号は、美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

現在、美祢市秋芳消防センターの指定管理者として、下嘉万6地区で構成する美

祢市秋芳消防センター運営協議会を指定しておりますが、平成21年8月31日をもって指定管理期間が満了となります。当施設は消防団機庫を含んでいることから、消防本部が直接管理することが適切と考えますので、そのために必要な一部改正を行うものであります。

議案第7号は、美祢市高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

現在、美祢市高齢者コミュニティセンターの指定管理者として、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定しておりますが、平成21年8月31日をもって指定期間が満了となります。当施設は高齢者の心身の健康と生きがいの増進に資するため、地域老人の教養の向上及びレクリエーション活動並びに老人クラブ活動等の拠点として設置されたものであります。利用は、美祢市社会福祉協議会及びその関係団体がほとんどであり、施設の設置目的である事業を効果的かつ効率的に実施していくためには、美祢市社会福祉協議会が指定管理者となることが望ましいと考えられます。

つきましては、平成21年9月1日から平成24年3月31日までの2年7カ月間、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公共的団体である社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を公募によらない方法により、指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、美祢市秋芳名水特産品直売所の指定管理者の指定についてであります。

現在、秋芳名水特産品直売所の指定管理者として、秋芳町別府の四つの行政区の集合体である堅田地区を指定しておりますが、平成21年8月31日をもって指定期間が満了となります。本施設は堅田地区有志が地域の活性化を目的として、簡易テントで特産品を販売したことが原点となって、平成2年度に旧秋芳町が設置したものです。設置以来、地産地消・観光に寄与するだけでなく、地域の連帯・コミュニティ機能の強化を担う施設となっています。

また堅田地区は施設に隣接する弁天池周辺の環境整備や毎年9月に弁天祭を催行していることもあり、平成3年以来、季節の管理運営を委託してきたところでございます。

つきましては、平成21年9月1日から平成24年3月31日までの2年7カ月の間、堅田地区を公募によらない方法により、指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてであります。

現在、秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定者として堅田地区を指定しておりますが、平成21年8月31日をもって指定期間が満了となります。本施設は美祢市秋芳名水特産品直売所に隣接しており、両施設は一体的に管理することが望ましいと考えております。

つきましては、平成21年9月1日から平成24年3月31日までの2年7カ月の間、堅田地区を公募によらない指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、財産の無償譲渡についてであります。

これは「別府民舞伝習館」及び「岩永本郷館」の2施設につきまして、このたび議第4号で提案しております施設の設置条例を廃止することに伴い、現在の指定管理者である地元へ無償譲渡することについて、地方自治法第237条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第11号は、字の区域変更についてであります。

東厚保町岩ヶ河内地区で実施したしております県営中山間地域総合整備事業岩ヶ河内地区の圃場整備において、新しい区画の道路・水路を字界とするため、旧字の区域の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第12号は、字の区域変更についてであります。

これは地籍調査事業に伴い、平成19年度に実施しました調査地区のうち、美東町大田の一部及び長登の一部において、字の区域変更の必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第13号は、市道路線の認定についてであります。

都市計画道路として現在整備をしている「渋倉伊佐線」、この渋倉伊佐線との各連絡道路としての「下村東線」及び「沖田1号線」、また市道東畑線との連絡道と

して、市営住宅や保育園等に接続している「三ツ杉中央線」の4路線につきましては、市民に広く利用されていることから、市道として維持管理を行うことが適切でありますので、これら4路線をそれぞれ市道認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、市道路線の廃止についてであります。

国行下村線は、終点を旧都市計画道路までとして認定されていますが、現在整備中で今年度一部供用開始となる渋谷伊佐線を終点とすることに伴い、国行下村線の一部を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

これは、平成19年9月17日、美東町長田において発生した簡易水道配水管破損による道路陥没に伴い発生した原付自転車運転者の事故に関し、相手方との和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました報告7件、議案15件について、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 村田弘司君 降壇〕

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時午後1時まで休憩をいたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

これより、報告並びに議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号平成20年度美祢市一般会計予算継続費の繰越についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、報告第2号平成20年度美祢市一般会計予算の繰越についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第5、報告第3号平成20年度美祢市観光事業特別会計予算の繰越についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号を終わります。

日程第6、報告第4号平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計予算の繰越についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第4号を終わります。

日程第7、報告第5号平成20年度美祢市土地開発公社の事業報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第5号を終わります。

日程第8、報告第6号平成20年度美祢観光開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第6号を終わります。

日程第9、報告第7号平成20年度美祢農林開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。布施議員。

16番（布施文子君） 報告第7号農林開発株式会社についてお伺いをいたします。

設立してまだ1年しかたっておりませんで、意見を述べるということにつきましては、やや早いかなどという気もいたしますが、平成19年の12月25日に設立を、受刑者を対象にした会社を設立、竹箸を製造するというので設立をされまして、20年の3月26日、3カ月後に作業の訓練を開始をしておられます。その年の10月に業務委託をされまして、21年3月26日、生産した箸が製造されたのですが、私はこの会社、本当に大丈夫なんですかと言いたいと思います。第三セクターで代表取締役社長村田市長なんですが、なぜそう思ったかと申しますと、予定製造原価が639万3,935円、当期の製品製造原価が1,300万なんです。倍以上違いがあります。

また予定販売費及び一般経理費も1,311万7,000円予定販売価格ですが、それが416万3,621円、販売費も3分の1です。また販売促進費というのが5万円ほど予定してあるにもかかわらず、当期はそれが上がっておりません。販売努力をしていらっしゃるのですか。

で、箸は一体何膳つくられて製造されて、そしてどのくらい売れたんですか。また残ってる在庫は幾らぐらいあるんですか。今から販売努力をするとおっしゃいますが、そんな甘い商売ってあるんでしょうか。本当は販路がきちんとして事業がスタートするのが当たり前でありまして、今から販売の努力をするとおっしゃいますが、どのような販売努力をなさるおつもりなのか、お伺いをいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 藤井商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（藤井勝巳君） それでは、私のほうから現状につきまして御報告させていただきます。現在竹箸の製造につきましては、御指摘がありましたように美祢社会促進センターのほうで製造をしておりますけれども、現在99万の箸をつくっております。そのうち先ほど報告もあつたかと思えますけど、6万5,000本の箸を売っております。一番主な販売先といたしましては、復帰センターの売店で販売しておりますものでございますけれども、あとは一部の事業所に販売

をしたのみでございます。やはりこの背景には、販売員が社員におりませんので販売ができなかったということがございます。

現在在庫は92万膳でございますけれども、先ほど報告でもありましたように、関西方面から大口の受注をいただいたところがございます。月にして3万から5万という箸の受注をいただいたところがございます。

今後につきましては、今7点セットで150円というものを販売しておりますけれども、そういったプレミアがついた箸を販売に努めていきたいというふうに思っております。さらに大口のそういった卸し問屋等の交渉も本年度じゅうには確立をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） 刑務所の販売、刑務所の売店で販売しただけということは、どうも納得が行きません。今お話がありましたように、もっと販路を広げるためにしっかり努力をしていただきたいというふうに思います。

また市民もですね、余り見たことがないような状況です。もう少し売る、販売をしなければもうけにはなりませんので、その辺の御努力をお願いしたいと思います。

もう1点お伺いですが、竹の子の水煮についてお伺いですが、竹の子の水煮の製造の15トンから2.5トンに下げたというその理由は、製品が集まらないからですか。その理由についてお伺いします。

議長（秋山哲朗君） 藤井課長。

建設経済部商工労働課長（藤井勝巳君） 御指摘のように、計画は当初15トンという生産目標を持っておりました。ことしの3月から竹の子の水煮の製造準備に入ったわけでございますけれども、最初の日は400キロの竹の子を収穫することができました。そして最終的には6.8トンの竹の子の荷受をいたしたわけでございますけれども、やはり初めての経験でございまして、準備期間にかなりの日数を費やしました。従いまして、4月21日から本格的に製品として扱える品物ができましたので、その状況が2.5トンということになっております。

やはりこの背景には、山口県内で竹の子が非常に不足したということが主たる原因でございます。竹の子に裏年というのもございます。そういった状況の中で、今年度につきましては、今美しい山づくりで事業を進めております山林約5ヘクタール、そして県事業で伐採事業でありました3ヘクタール、さらには一般の家庭の林

野から掘り出しました約1ヘクタール、約10ヘクタールの圃場から竹の子を搬入したわけでございますけれども、そういった状況で原材料であります竹の子がどうしても手に入らなかったというのが最大の原因でございます。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） この事業につきましては、私どもも初めのスタートの時点でいろいろな面で不安がありまして反対をしてきたんですが、絶対に成功させるんだという執行部のほうの御説明がありまして、私どももしぶしぶ納得をしたという経緯がございます。で、大体初めの年に森林をきちんと整備してからでなければ竹の子は、いい竹の子取れるはずはないんですが、初めから15トンというような膨大なと言いますか、すごい大きな数が出てきているということで、取り組みに対する甘さがあるのではないかというふうに思います。私どもも大いにこの事業が成功するように祈っておりますし、またいろんな面で協力をお願いをしていただきたいというふうに思いまして質問をさせていただきました。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 竹の子の加工、それから箸の問題につきましては、当時私は委員長をしておりまして、今先ほど布施議員が言われましたように、真っ向から反対したんですね。というのは採算面において、これはもう絶対もうからないんです。しかしこれはやっぱり矯正施設の訓練に使うんだということであれば、僕はやった以上は何とか成功しなきゃいけないと思うんですよ。そのためには、一つはですね、やはり我々の意見を聞いてほしいんですよ。というのは実際に林業をやって、それで飯を食うてる人、そういう人の意見が僕は非常に大事じゃなからうかと思うんです。それを無視してやられたから今日の結果があるんじゃないかと思うわけでございます。

一つはですね、この間、先般、曾根に竹の子の竹林を改良した圃場を見せてもらいました。あれには大きな大きな問題があります。一つはですね、圃場の中で実際に竹の子の生えてる面積というのは半分なんです。なぜかという、竹の子の残さいを竹林の圃場の整備の中に使っておられるわけです。これを何とかしないと、幾ら頑張っても生産が半分になるわけです。その対策としては、やはり孟宗は直径が十四、五センチから20センチぐらいありますけど、それを粉碎して肥料にかえ

てやらないとですね、せっかく圃場を整備したのに半分は竹の子が生えてもその残さいが邪魔になって使用することができないんですね。まずそういうことを片付けることが大事だと思います。

それからせっかく林業者が協力、何件か、たしか五、六件だったと思いますが、協力されております。しかし、今のままでいったら必ず失敗します。ですから、これを成功するためには、やはり補助金漬けをして生産者を助ける必要があると思うんですよ。これを放ったらかしでやってたら、結局生産者が馬鹿を見るということになるかと思います。

そして後始末は行政は絶対しないんですよ、残念ながら。だからですね、私も正直なところ今森林組合の方に、何とか反対はしても協力しようと思っております。しかし、今布施先生が言われましたようにですね、15トンで2トンしかできてこないんですよ。皆さん努力されました。それが現実なんですよ。それで、たとえ15トンできて、あれキ口はたしか800円と言われたけど、私は今栗を生産しています。6トン出してですね、たとえ800円でも合わないんですよ。今私も年をとりまして、いつやめようかという心境でございます。

ですからですね、その辺を本当に実際に苦労されている方の意見を聞いてやれば、こういう問題は僕は起こらんとするんですよ。今美祢市の農業というのは、本当に衰退しています。栗にしてもしかりです。あの美祢市のブランド品の栗でも本当に皆さん困っておられるんですよ。なぜかという、行政の考えること、農協の考えること、実際の生産者の農家が苦労されていること、それが一つにならないからなんですよ。ということは、生産者の意見を聞かれんからなんですよ。僕はね、その辺を非常に心配しているんです。私は正直自分のこと言うて悪いですけど、栗では新規就労者第1号で、当時100万円補助金をもらったんです。ですから、10年前ですね。でそれはうちの萬代、今議員になっておられます萬代課長が大変協力いたしました。だけど、私は100万円の補助金をもろうた、国から大切なお金をもろうたんで国は6年間というものは1年間のうち360日、都合が悪いときは二、三日行かなかったぐらいで、そのぐらい熱心にやっても今の農業の体制ではもうけるどころじゃない、生活すること利益は一銭も上がらないんですよ。農業はよみがえらすのは私もかねてから主張していますが、美祢市の発展の第1号だと思うんですよ。ですからね、いい加減なことじゃなくて、行政と森林組合、農協と生産者

が真剣にもう一遍考えていただきたいと思うんですよ。それが無い、ちぐはぐにお互い責任なすくりあいじゃ、絶対に農業は立ち上がりません。どうか執行部の皆さん、市長さん、ぜひ農業に対しては根本問題から生産者の意見をよく聞いてやっていただけないと、幾ら補助金をじゃぶじゃぶ出しても、これは絶対成功しません。これは私は本当、10年間苦労してやっと、どう言いますかね、山口県で今私、栗2番目に生産しています。それからもちろん美祢市では一番生産していますけどですね、そんなもんなんですよ、今の農業というのは。報われないのが農業なんですよ。これにはいろいろ本当に農協にも問題あります。森林組合にも問題あります。しかし、一番大事なのは僕はやっぱり執行部に一番問題があると思いますよ。裸になって本当に腹を割って話し合うことは僕は大事だと思いますので、どうかよろしゅうお願いします。市長さん、それについて御意見をお願いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 田邊議員、農家を愛され、林家を愛される気持ちがよく伝わってきました。確かに我々のこの国土、県土、市域ですね。農地があって山があって、そして人間が住んでいる。で、いろんな生産活動を行って成り立ってます。ですから、農業、物を食べるという行為がなくしては人間生きてられませんから、きれいな山がなければきれいな空気もありませんし、水もできません。ですから、非常に大切な農業、林業だろうというふうに思っています。

先ほどから田邊議員、非常に高い志をもってしゃべられたという気持ちはわかりますけれども、補助金漬けにしたほうがいいんじゃないかとかですね、そういうことはやはり避けるべきだろうと思います。

というのが、この今の御報告申し上げたこの竹の子のこと、それから竹箒に関する事業、旧美祢市でこれを立ち上げた経緯というものは、結局この山が荒れていくということですね、山が荒れていく。そして山が荒れていくということは我々のふるさとが荒れていくと。一番にこの根本にかかわることに関わったものであります。ですからそれをどうすればいいかということで、旧美祢市の執行部、議会、それから市民の方ですね、一生懸命御議論されて、そしてこの会社が立ち上がった経緯があります。

ですから、山を整備するにはお金がかかってお金にならないということが第一義にあります。では、どうすればいいかということで、じゃあその竹林を整備をし

て竹の子を幾らかでもお金にして差し上げれば、山がきれいになって我々の郷土も誇り得るべきものになるんじゃないかということが起こったんですね。ですから、県の山を整備する補助事業によって、この事業は出発しておるといふ経緯があります。確かにさっき布施議員もおっしゃいました、それから今田邊議員もおっしゃいましたけれども、非常に今出発した間際　間際って言い方変ですね。出発直後の会社でございまして、まだ準備が完全に整ってない、それでスタートしておりますので、営業状態はまこと芳しくないというのは私、市長が社長を兼ねておりますから、それは実感しております。

しかしながら、これを踏まえて、一番田邊議員も今おっしゃったような大きな志をもらえますので、必ずこれは成功させなくては行けないと。私も旧美祢市から引き継いだ市長として、社長として固い思いを持っております。ですから、この美祢農林開発株式会社の、これはもう林業だけにかかわらず、これから竹の子にかかわらず、山菜、野菜の水煮等も加工も考えております。ですから、農業、林業の底上げといいますかね、農業をされる、林業をされる方々は、そこでそれを幾らかでもお金にさせていただいて、できたものがこの新しい美祢市の特産物になるというのがやはり誇りになりますから、そこを今目指して一生懸命頑張ってます。

ですから、執行部が先ほどからつまらない、つまらないとおっしゃいましたけれども、我々も、カルスト森林組合、それからＪＡ山口美祢の皆さん方、市民の方々、それからですよ、議会の方々からいろんな御意見を聞いて、御議論を賜って、そして今一生懸命やっている最中ですから、一方的にですね、あなた方ばかりでだめだよ。じゃああなたはすべていいわけですか、田邊議員。でないでしょう。だからいろんなことを考えながら模索しながら、みんなにとって、この市民にとっていい方法を今やろうと頑張っておるところですから、お互いに知恵を出し合って、協力し合って、この事業が成功するようにひとつ御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の回答とさせていただきます。

議長（秋山哲朗君）　田邊議員。

14番（田邊諄祐君）　今ですね、補助金をジャブジャブせんと採算が合わんという意味は、そうせいという意味じゃなくてですね、やはりいろいろまだ方法はありますのでね、例えばバイオマスに活用するとか、そういう方法でなるだけやっぱり補助金を少なくしないと、今市長さんが言われるように決して美祢市は活性化しな

いと思います。

従いまして、この財政難の中で、やはり要するに一般の生産者の意見、それが執行部に伝わってそれが実行できるような体制をつくることは僕は一番大事だと思うわけでございます。

確かに執行部の方も、それから農協も森林組合も大変一生懸命やっておられます。しかし、その調整ができてないもんだから、やはり最終的には、うやむやにならざるを得んと、私が言いたいのはそういうことでございますので。補助金でジャブジャブ、もちろん竹の子だけでやりますとね、補助金をしっかり、それこそ首から下は全部補助金だという体制で、竹の子だけであればですよ、僕は必ずそうなると思います。それはこの箸とか竹の子の計画前にいろいろ私は意見を言ったつもりですよ。しかし、それを無視されてやられたんで、僕はそういうふうに思うんで、ここで堂々と意見を述べておるわけです。

いずれにしても、美祢市の活性化ちゅうのはですね、農林業以外ないんですよ。農林業が栄えれば、町の今シャッター化しています非常に沈滞化している商店街もですね、農業が栄えれば絶対に町は栄えるんですよ。だから、やはり市政の根本の中心はやっぱり農林業にある程度今まで以上に重点的にやっぱり目を向けていただくことは僕は大切だと思います。

そういう意味で、ここであえて意見を述べさせてもらいました。どうも市長さん、ありがとうございました。どうもすみません。

議長（秋山哲朗君） そのほか、南口議員。

21番（南口彰夫君） あしたの一般質問の2番目なんですが、一般質問の3番目の項目の議論を皆さんでたっぷりしていただいて、まず心から感謝したいと思います。それにつけて、二、三質問をして、あす予定をしていた美祢市の森林保全対策等農産物の加工販売する会社の現状と今後の課題という分については二、三質問させていただいて取り下げたいと思います。（笑声）そのために（発言する者あり）いや、もうほぼ本質的なところをやりよってやから。私は、ですから布施議員と田邊議員の発言を踏まえて要点だけお聞きしたいと思います。

既に1年以上この竹の会社の設立を踏まえて、この間いろいろ議論してきたと思う。で、先ほども布施議員が言われた、商売としては成り立つんかと、それから田邊議員が主張されている、これじゃもうからんのじゃないかということが一番心配

されているんですね。そこで、あした最後にそこをお尋ねをしようと思った。本来商売というのは物の売り買いをしながらそこで利益を上げることなんですね。通称商いと申しまして、これを物の売り買いをしながら常に利益を上げていくから飽きんわけです。これもうからんなら飽きてくるんですね、商売。で、このもうかる、利益が上がるからその利益を楽しみにして生業を立てるから通商「商い」という呼び方もするんです。ですから、そのもうけがきちんと上がるのかどうなのかということについては、今まで何度か質問したことがあるんですね。で、この事業そのものが商売のために、利益を上げるもうけのために本気でやりよるのかどうなのか。正しいというのがこの会社の設立の趣旨なら、明らかにこの会社は地方自治法に違反をするはずなんです。じゃないですかね。その辺も含めて、まずお答えを願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問ですが、最も本質的なことを今お尋ねになったんだろうと思います。「商い」という言葉をおっしゃいましたけれども、通常の民間がされる経済活動としての商いですね、これはやはり利を求めて経済活動を行います。商行為を行います。その結果として、報酬、賃金を払ってですね、働いておられる方にお金を還元して、それがまた地域の中のお金が回ってこの地域社会が成り立っていくということがあります。ですから、本質的にはですね、またその補足的なものとして物ができるとか、いろんな便利なものが開発されるとかいうことで、また二次的に社会に還元されるということがありました。

しかしながら、やはりこの商行為の目的は一義的にはもうけることということがあります。この第三セクターとして行政が関与した形で立ち上げたこの事業体、株式会社ですね。これについては、先ほど田邊議員のときに、御質問のときにお答えをしたとおりです。ですから、もうけるためにこの第三セクターを立ち上げたということじゃないんです。だからこれ第三セクターでやっておる。で、もしもうけることで立ち上げたんなら、この美祢市にそういう会社をつくっていただければそれが一番いいわけですがけれども、一番一義的な目的として、この地域のすばらしい山を守っていこうという大きな目的があります。これが一義的。そして二次的にはそれに関与することによって今特に仕事がないということがございます。ですから、雇用の場を創出をしていくということもあります。そして三つ目としまして、結果

としてできた製品がこの地域の特産品として認められていくことによって、この地域の活性化に結びつくということになります。

で、四次的にですね、ある程度の利ざやが出れば、それはまたこの地域の振興のためにこの会社を運転をして還元をしていくということがあります。ですから、今南口議員がおっしゃった御質問の回答になるかどうかわかりませんが、私が今頭の中で考えておる民間の方がやっておられる商行為とこの我々が今立ち上げておる三セクとしての美祢農林開発株式会社の違いを申し上げました。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 事業費の1億数千万のほとんどが3分の2は国の税金なんですね。で、この国の税金がなぜ美祢市の竹の会社に行くというのは、先ほどあった一つは竹を通じての森林保全と、ところがもう一つはこれが本来小竹市長の時代の答弁では、2年程度は調査をしながら立ち上げていきたいという思いがあったんです。ところが先ほど他の議員が言われたように、かなり拙速にあの会社が立ち上げられて操業が進んだと。

その理由の一端として、農林省と県のベースで進められていた事業が横から法務省が入ってきて刑務作業として早急に取り上げてほしいということで、少なくとも私が内々に聞いちゃうのは、知事や副知事の権限である農林事業費の順番が20番目以下にあったものが、いきなり一、二番に上がってきたと。それは法務省を通じて農林省からの働きかけがあったと。内々の話ですから、うそかもわかりません。ところが事実として急遽約1億円の予算がつけられて、それやれやれやれということで当時の担当課長がそれこそ心痛をしながら急いで操業を始めた。その中で議論の中でもうかるのかもうからないのか、商売として成り立つのかいった議論が出てきたんですね。ところがその時点できちんとした計画書に基づいて明確に議員が納得するようにはやっぱり説明が不十分だったと思うし、議会の側もある程度あいまいにしながら議決をもって執行させた責任があるだろうと思う。で、そこを今後いろんな形で事業報告なり、それから議案として出てくると思うんですよね。常に市長を初め、執行部のほうではそこをきちんとよく踏まえた上に整理をしながら、その都度報告をしていただきたいと。

なぜならば、商売として成り立つのかと言えば、もともと民間から事業をやると

きには初期投資というものがあるんですね。これは道の駅も一緒なんです。道の駅も3億、4億という初期投資が既にかけているんですが、それが回収できることで初めて商売として成り立つか、成り立たないか、それと同時に借りたものは返さないかというのは、初期投資。銀行で借りようが個人で融資を受けようが。その上で商売上成り立つ、もうかるというのが一般的な経済活動の物の考えなんですね、考え方なんです。ですから、たとえ行政の立場であったとしても、国や市民の税金が注ぎ込まれているんですから、回収不可能な部分で、しかもその投資的な効果が森林保全なり、ある面、矯正というスローガンであるその推進室の じゃなかった、略して言いますが、刑務所の刑務作業としてその果たしている役割を、数字的に直せとは言いませんが、その上でこちらでじゃあ適当にやっとなんていいというわけじゃいかなないので、ある程度その人件費も含めてその生産性、物をつくって売り上げる、しかもその売れて初めて生産性が上がってくるわけですから。だから、その辺の計画を整理した報告をしてもらわんにゃ、一生懸命竹箸をつくり、竹の子をつくって、それからそれを、さあどう販売するかということの議論だけに偏ってしまえば、少なくとも私が聞き及ぶ範囲では、そこで、竹の会社で働いている方がテレビの放映を見る度にもう嫌になってやめたいと。それほど迷惑をかけとる会社なら、そこで働いて給料もらうのが気兼ねだという声さえも出ているわけなんです。それが本当にそういう実態なら、それは私がいつも言うように、道の駅も含めて竹の会社は早く解散すべきです。

ところが最初のそもそもの、そもそも論になるんですね、そもそもの果たす役割をきちっとその都度明確にされて、その上で事業の内容や今後の課題についての報告が必要なんではないかと思いますが、これあしたに用意しとった質問の趣旨なんです。きょう前倒しでやりますから、その辺のところを最後にお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の一般質問はあしたですから、私はきょうの本会議が終わってから若干考えようかと思ってます。

考えるいとまもなし、今話をお伺いしながら、南口議員はやはり旧美祢市の市会議員をしておられたし、いろんなことをよく御存じだなと思いました。私はそのときはまだ市長でも何でもなかったですから、私より恐らくいろんなことを知ってお

られるでしょう。おっしゃったことは全部が本当かどうかはわかりませんが、私が前市長から話を引き継いでおるのはある程度おっしゃった。ですから、この会社を立ち上げたことというのは、今の矯正施設をこちらに来ていただいて、刑務作業にかかわることの関連を関与しておるといのは間違いのない事実です。で、日本で最初のPFI事業であるこの矯正施設を完全に成功させることが、我々は手を挙げてきていただいたからには法務省に協力をする必要もございます。当然のことです。法務省と手をつなぎながら、これは成功裏に行くように、一生懸命旧美祢市から努力をしまいたところがございます。

しかしながら、これは立ち上げたときの経緯であって、それが先ほどの話に戻りますけれども、目的ではないということです。で、目的につきましては、先ほどからるる申し上げましたので、もうあえて重ねて申し上げませんが、今南口議員がいろんなそういうふうな側面も含めたこの会社のあり方の効果について、その時期時期に議会のほうに御説明、御報告申し上げて、いかにこの会社がいろんな側面ですね、今の矯正施設も含めたことについてですけれども、山の整備とか、それから今の雇用の関係、そして矯正施設のこと、そして山を整備するからには竹林農家にある程度のお金が還流されるはずですし、そして特産品としてある程度社会的に認めてもらわなくちゃいけない。ですから、いろんなことを含めてですね、それとももちろん会社の経営そのものですが、逐次皆さんにわかりやすい形で御報告をさせていただこうと思います。

私もこの会社のことはですね、本当に私の大きな懸案事項でもありますし、前市から引き継いだ大事なものでもありますから、どうしても成功させたいなという本当に強い気持ちを持っております。1億4,000万程度初期投資を行っています。それは市の金というよりも、県を通じて入った国県レベルの公金が大半ですが、しかしながら国民の税金を投与してこの美祢市につくっていただいたものですから、やはりこれは成功裏に終わらせる必要があるというふうに思っていますので、今申し上げたように、るるその都度その都度ですね、皆さんにわかりやすいように。私はいつも申し上げておるのは、隠すことはありません。この市を運営していく上において、やはり皆さんに十分に理解をしていただいて、じゃあその上でどうすればいいかという御意見を賜って、最終的には私が私の市長として責任をもって執行させていただくことを、何度も申し上げますけれども、そういう形でやらしていた

だきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 柴崎議員。

13番（柴崎修一郎君） この件に関しましては、昨年の12月ですか、私が一般質問でしたと思います。そのときはですね、たしか県の方も来られましたし、新聞社も来られましたし、その中で多少当初の立ち上がり、さっきハード面が先にあって、ソフト面がおくれたということで多少私も先ほど南口さんが言われたように、県との行き違いもありまして、そういうことで大分、県の悪口も言いました。そういうことで、テレビ放送とか新聞にも載らなかったわけですけど、その中でですね、市長もやはりこれに関しては一応考え方といいますが、これをきちっとしなきゃならないということで断言されたと思います。私の質問に対する回答でですね。それが12月ですから、それからちょっと今心配なのは、今もって販売体制ですか、つくるほうは確かに今月10万本とか箸でもちゃんとなってますけど、販売面、これがセンターだけで売るとしたら、なかなか今の第三セクターですから、利益は出さなくてもいいと言ってもですね、これ売り上げが相当落ちると思います。そういう意味でですね、12月からもだいぶ半年近く経っているわけですけど、販売面に関してどういう執行部としてですね、今後やっていかれるのか、その点に関してちょっとお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 柴崎議員の御質問ですが、確かに以前の議会のときに御質問賜って、私がソフト面がおくれておるんで、だから地盤がしっかりしないところに建物が建ったから、足元きちっと固めないとその仕事はうまくいかないということで、それは私が責任をもってやらしていただきたいということを申し上げたと思います。その後、半年程度たってるわけですが、この販路の開拓、やはり売れる先を確保しないと、幾らつくっても今度はできたものがストックというのは持っているだけでコストがかかりますから、ですから、つくってそれをちゃんときちんと売れる形にしないとこの商売はできません。

さっき私が壇上でもお話をさせていただきました。それからさっき藤井課長のほうからもちょっとそのこと触れたと思いますがけれども、実は箸については、奈良のほうで大口の割り箸、竹箸を販路を持っておられる会社がございまして、そこに、

今月議会がありますから、合間を縫って話行ってまいりました。で、最終的に向こうの社長とトップでやるということで、トップのセールスを私、心がけてますんで、最終的には月に5万膳程度の販路は確保できるんじゃないかと。私が行くことによって、恐らくそれが実現すると思います。もう1回してもらおうように今向こうの会社と交渉中ですけれども、今月じゅうには行ってですね、それを確たるものにしたいたいと思っております。

しかしながら、それでまた甘んじておってはだめですから、私を含めて、それから職員もどんどんどんどん今交渉しとるんですよ、いろんなところと。どうにかこの我々の美祢市の竹箸ですが、非常にいいものらしいです。でないと、この5万膳も大口のところは業者あてに小売をしておられる会社です。とってもらえませんが、悪いものはですね。非常に状態がいい。新しく第三セクターでつくったものというのは非常にすばらしいものと、これも刑務作業も介入しておるということで非常にまた珍しいものでもありますし、付加価値もついてますから、これから努力次第によって、いろんな販路が開拓できるというふうに思ってます。ですから、さらにまだ私を含めて職員、それから森林組合も出資していただいて、合同の、共同の会社ですから、一緒に汗をかいていきたいと思ってます。またそれには先ほどもお願い申し上げましたけれども、議会のほうもいろんな面でまた御助力を賜ればと思います。で、いろんな私ども説明させていただきますけれども、またいろんな御意見とかあれば教えていただきたいし、いろんな情報があれば伺わせていただきたいと思えます。で、また宣伝もしていただきたいというふうに思ってます。よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。原田議員。

18番（原田 茂君） 先ほどより市長が叱咤激励をされておりますので、ちょっと矛先を変えてお礼を申し上げたいと思えます。

3月議会で最終日ですか、十文字原用地の活用調査費を要望決議書を提出しましたが、早速補正に組んでいただきましてまことにありがとうございました。金額的には少し不満ではございますが、まだこの調査費で何をされるかは恐らくまだ決めておられないと思いますが、できましたら、これは今から今後のことですが、市長、十文字原のほど萩小郡道路のジャンクションができるわけですが、あそこにも何遍

が行かれておると思いますが、大変な大荒野になっております。ですから、もう今から観光立市等いろいろ言われておりますが、その面でも伐採ですいな。それは168万のお金じゃできません。しかし、今から早急とは言いませんが、23年に供用開始されますので、造成もこれは国・県でないとなかなか市単独ではできないと思いますので、とりあえず伐採をして、市も造成をするんぞというような感じにしていきたいと思いますと思いますが、市長のお考えについてお尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 原田議員、これ報告第7号でありまして、恐らく今の言われたことは議案第1号の補正予算だと思いますので、そこで言ってください。

18番（原田 茂君） 御無礼しました。すいません。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。有道議員。

3番（有道典広君） 2年間この話はすまいとっておりましたけど、きょう話が出ましたんで。私はこれ設立反対したんですけど、できましたから一応販売の協力をもってですね、私もちょっと今農業の商売もやっておりますんで、いろいろ回ってますけど、竹とか竹の子が幾らで卸していただけたらとかいう話がたくさんあるわけです。そういった関係で、営業不足とかいろんな話も出てはおりますけど、やはり民間のほうにも需要が全くないとは言えません。その辺で、市会議員の方もいろいろ事業をされてる方もおられますし、私も多分協力はやぶさかではございませんが、赤字を増やさないためということで頑張っって協力したいと思っております。

そういう面で、できればこういう営業というか卸しの価格が幾らとか、たまにはきょうこういった話をしておるのもたったきのうの話なんですけど、そういったところで十何店舗のスーパーを持っておられる社長ともお話したんですけど、美祿には何があるかというものをどんどん持ってきてくれという話やらいろいろあるわけでございます。そういったところで、とにかく営業は小まめに回ってやれば利益を生む、もしくは赤字が少なくなるということでやっていただきたいと思います。

うちの会派の会長も最初設立のとき言われましたけど、やはり資本金を食いつぶしてまでというのは崇高な使命があろうとなかろうと、美祿市の税金を食いつぶす、予算を食いつぶすという格好になりますので、その辺を含めて私ども個人的でも結構ですので、値段的にもそういったものが資料があれば御協力できるのではないかと思いますと同時に、その辺の戒めをもって事業を遂行していただければと思います。

余計な意見みたいな格好になりましたけど、そういったことで赤字を必ず出さな

いというのは民間では使命でございますので、よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 今この件につきましてはですね、きょうの本会議が終わり次第、全員協議会の中で竹材資源の活用についてということで御報告がございますので、単価等につきましてはそのほうでまた御報告させていただきますので、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほか質疑はございませんか。大中議員。

20番（大中 宏君） 先ほどからいろいろ言われておりますけど、この活性化、大変いいんですが、供給体制、いわゆる原材料の確保に非常に問題があると思います。いろんなこういう方が対応できるんじゃないかといろいろ進めてまいりましたけど、何せ高齢化の関係で非常に山に行ってこれを出すということは非常に難しいと。竹にしても竹の子にしてもですね。で、ほかのところでもいろいろやっておられるのがあるんですけど、この竹の子についても、やり方そのものを根本的に考え直すということで、ある地区では竹の子、孟宗地区においても2メートルぐらいになった竹の子を実際に加工を利用して非常に好評を得ておられるところがあるんです。そういうような方向にも原材料確保のために向けられたらどうかと。

またあるいは孟宗だけでなしに破竹とか真竹、こういうふうな面についても、やはりこれはそれまでいろいろとかなり期間が長く加工できると思います。そういうようなことも今後考えていく必要があるんじゃないかと。

またこれらの販売についてもいろいろ問題がありますけど、特にこれから先の健全計画じゃないんですけど、長期計画についてもですね、私、最初に申し上げましたけど、10年計画については全くでたらめであると。数字的にも売り上げが上がりながら経費が少なくなっているとかいろんな面で矛盾した、ただ机上で急につくられたようなそんな感じを受けたわけですけど、これのいわゆる健全化に対して長期計画を見直してきちんとしたものを再度提出していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 藤井課長。

建設経済部商工労働課長（藤井勝巳君） 先ほど申し上げましたように、本年度につきましては、当初の予定より大幅に下回ったというのが事実でございます。今年度につきましても本格稼動いたしました4月21日からの分が製品として結果的に

2. 1トンということになったわけでございますけれども、市民の方にも幅広く出していただきたいということで、美祢地域におきましてはMIT、そして美東秋芳地域については音声告知によりまして出荷もお願いしたところでございます。結果的には3名の方が個人出荷をしていただいたわけでございますけれども、来年につきましては今年度じゅうに出荷体制を確立していきたいと、出荷組合、そういったものも整備を図っていきたいというふうに思っております。

また圃場等につきましても、先ほど申し上げました美しい山づくりのモデルとして先般視察をいただきました圃場につきましては、現在伐採いたしました竹を利用してイノシシの柵をつくったとか、そういった整備を進めております。

そういった形でできるだけいい圃場をつくって、たくさんの竹が出るように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（秋山哲朗君） 大中議員、よろしいですか。（発言する者あり）

建設経済部商工労働課長（藤井勝巳君） この会社につきましては、まだまだ若いものですから、今後の見通しにつきまして、再度検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第7号を終わります。

日程第10、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありますか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 平成21年度美祢市一般会計補正予算の件なんですけど、この件に入る前に、きょう本会議始まってから、美祢消防署員の秋芳プラザでの救出活動、これに関して今回非常に私、その活動に対しては高く評価しました。その中で一酸化炭素中毒と言いながら、COと言ったつもりが何かCO₂となったみたいで、ここでどうか御答弁、CO₂じゃなくてCOということをまずお断りしていきたいと、そのように思っております。

まずですね、今回の概略的には社会補償費の中で福祉医療費助成医療費等で今回県の支出が行われないうことで、825万1,000円、これが今回市のほうで支出するということになっております。今非常に経済危機ということで、そうい

った状況の中でより立場的に弱い立場の方が一段と苦しい状況になると。特に今回は重度心身、母子家庭、一人親家庭、乳幼児医療、こういった中で通院1,000円、入院が2,000円、一人、かかるということで、こういった助成がない、そういうことですね、今回は13市がある中で、何とか美祢市も市がその分を助成していこう、財政厳しい折の中やっっていこうということで、私は非常に市長の御判断によりまして、こういった弱い立場の方が今回これによって私は本当に助かったのではないかと、そのように高く評価しております。市によっては結構大きい市が今回この福祉医療助成を市が補てんしないと、あくまでも個人負担でしていこうと、そういうところの市も中にはあるんですけれども、そういった中で今回県が支出しない、市が今回助成するというので、これ医療費753万7,000円、今回市が補てんするわけでありましてけれども、これは昨年1年間で今重度心身、一人親家庭、乳幼児医療費にかかった昨年度を例にして、この753万、市が補てんしていくのでしょうかどうか、この点ちょっとお伺いします。

議長（秋山哲朗君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

県の一部負担金の導入につきましては、受給者の利便性や事務手続の簡素化を考慮し、申請手続が年度内1回で済むように受給者証の更新時期に合わせて実施されることとなっております。そのため重度におきましては7月から、それから母子、それからこれは一人家庭のほうになります。一人親のほうに。父子も入ってまいります。それと乳幼児につきましては、8月からということで実施をされる予定になっております。そのため重度については影響は、今年度については7カ月分、それから乳幼児、それから一人親世帯につきましては6カ月分となっておりますので、この金額825万1,000円につきましては、21年度の県の影響分となります。来年度以降につきましては、通年分ということで丸々12カ月分でありますので、約1,500万の財源が必要となります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） わかりました。こういった福祉医療費が数年度、1年間で1,500万かかるということがよくわかりました。そういうことで何とかですね、今年度はそれで立場的に弱い方が何とか助かっていくわけでありましてけれども、特に

経済危機がある程度回復機構になるまで、何とか市として、財源厳しいんですけども、こういった補てんをきちっとやっていただきたい。特に今回は国から地方自治体向けの15基金、そして地域活性化の何と申しますか、経済危機対策臨時交付金、こういう形でかなりの額が補てんされますので、どうかしっかりと市長さん、この美祢市の経済、日本全体なんですけれども、この経済状況がよくなった時点です、それは外されてもしょうがないところありますけれども、この点について何とかそういったお金が入ってくるということで、繰越明許がもしできるのであれば、次年度に繰り越してこれに財源を充てていく、そういうことである程度その辺に関して市長さんの御意見と申しますか、考え方を次年度、その次かどうか、この点お伺いしたいと思っています。よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員の御質問ですが、ちょっと御質問を整理をさせていただきたいと思えます。今の臨時的な経済にかかわる緊急対策の交付金、これからもう二つほどあると思えますけど、中身が明確になってくると思えます。まだはっきりわかっておりません。それをこれに充てるか、繰り越しです、充てるのが適当かどうかというのがちょっとありますので、ちょっとなじまないかなということがあります。じゃあそれがなじまないとして、この県がしておられた分を今市が成りかわってという言い方は変ですけども、母子の方、それから父子も含めてです、それから重度身障者の方々です、俗に言うカクフクにかかっておられる方々、このまま続けられるかどうかという御質問だろうと思えます。今回私も市長として政治的な決断をしましたのは、やはり社会的に、俗に言う弱者と言われる方々です。それは形だけであって、実はそんな弱いという言葉は当てはめたら失礼なことだろうと思っておりますけれども、そういう方々にやはり必要だろうということで、今回県が補助金をカットされたものを市が負担するということを決めたわけです。これ恐らく市民の方々にも御理解はいただけるだろうという思いであります。これから数年これを続けようと思えますと1,500万程度かかります。で、これについてですね、やはり政策的に私のほうは決断としてやったことございますから、市長の責任においてですね、これをもうよからうといった感じで切ることはなかなか考えておりません。

ただ市全体の財政状況を勘案しながら私も財政運営をやっておりますので、はっ

きりとは必ず続けますよということは申し上げづらいんですけども、私の考え方とすればですね、できる限り続けていきたいというふうに考えておりますし、今市長会に昨日も全国市長会のほうともありまして、県市長会ですね。ぜひとも今までやってこられた県の部分ですね、復活をさせてもらいたいということで強く今要望かけておるところです。これは一市民とかいうことじゃなしに県下全域にかかることですし、それと重度心身については、この単独で市なり町が県のカットされた部分を出すところにはこれから金を出さずに、県の言うことを聞いたところには金を出しましょうということも出てきましたので、おかしいんじゃないかと。これはどう考えてもおかしいということで強く今要望出しております。ですから、県の財政状況厳しいでしょうけれども、復活をされる可能性もなきにしもあらずということも考えております。そういうことも踏まえての回答になります。

議長（秋山哲朗君） 原田議員。

18番（原田 茂君） 先ほどは、報告第7号が質疑が長かったもので、勘違いをいたしまして、大変御無礼をいたしました。再度お尋ねします。

3月議会最終日に十文字原用地の活用調査費の要望決議書を提出しまして、早々と市長におかれましては補正予算を組んでいただきまして、先ほども言いましたが重ねてお礼申し上げます。

今回の調査費は、何をするというまだことは決まっておらないかも知れませんが、端的に言いましてですね、環境が、ジャンクション周りの環境が大変悪うございまして、伐採はとりあえずしていただきたいと思いますが、これは緊急とは言いませんが、この調査費をそれに充てられるお考えはないか、お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 原田議員の御質問ですが、これ調査費という名目をつけておるところですね。これから小郡萩高規格道路が高速道路と連結をいたして、この道路を使った美祢市の交流拠点都市、観光立市としての役割を強く打ち出したいというふうに思っております。ですから、ジャンクションに隣接しておる大規模なこの造成施設です、造成というか土地ですね、これを使わない手はないだろうということで、大きな視点、高い視点に立った、大きな遠い視野に立ったことでこの調査費つけさせていただいております。要望もございましたからですね。で、じゃああれほどの広大な土地を何をもち活用したらこの新しい市のためになるかと。それも

この高速道路のジャンクションに近いという非常に立地的には優位なものがありますんで、それを根本的にちょっと洗い直してみようと、洗い出してみようということでの調査費でございます。ですから、それを木の伐採とかそういうことに使っちゃもったいないです。だから根本的なことをまず考えて、その上で環境整備のためで、これをするためにこの部分については木の伐採をするとかいうことは起こってくるでしょうけど、それをしないと本末転倒になりますから、一番根幹は、まず考え方を、絵図をつくり出していききたいというふうな考えでのこの調査費でございます。

以上でございます。その後、またそういうふうな伐採とかいうことも起こってまいりますけれども、それは次のことというふうにお考えいただきたいと思います。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 冒頭、市長のほうから秋芳のホテルの事故についての報告があったんですが、既にもう事故というより事件になっているんだと思うんですね、報道見て。それからほとんど翌日すぐ、当日も含めて波佐間総務部長が対策本部というか支援対策本部を設置して対応しているでしょう、というのはテレビ等でも報道されています。その後はほとんど朝早くから、6時ぐらいから夜遅くまで、新聞紙上活字では丁寧に市長も言いよったように、「みねし」ってひらがなまで丁寧に打たれて欠かさず報道されているんですが、その中身がですね、中身がほとんどテレビだけなので、この急遽この予算的にも何らかの対応が必要なんじゃないかなと思ったが、補正でも何ら提起されていないんですが、特に医療のほうは、私あした質問ありますので、それはちょっとのけちよってまろうて、消防の側から見て、ある程度の国まで入ってきて事件としては捜査中だと思うんですが、美祿市の消防なり行政側が本来ある程度チェック機能を果たしながら、かかわり合いの責任がある部分があるのかないのかも含めて、少し整理をして報告していただきたいなと思うんです。

非常に単純なのは、ここ数日間の報道では、煙突側から漏れてと、しかしながら2年以上前から煙突にふたがされちゃったと。その下で釜をたいちゃったと。そうすると、これ子供でもわかるような理屈なんですね。だけどその点検、監督指導はどこにあったかまではまだ触れられてないんですね。ですから、その辺も含めて、

恐らく県警も入ってきているんな調査中だと思うんですが、経過を報告できる範囲でいいからしていただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 坂田消防長。

消防長（坂田文和君） 南口議員の質問にお答えをいたします。

現在、消防のお答えできることは、消防にはボイラーの届け出の義務があるということ。それからそのボイラーの排気口その他の点検はどこにあるかということは私どもの今管轄でないといいますが、中途半端な回答は避けたいと思っております。消防はあくまでも届けの義務ということでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 今回の秋芳プラザホテルの事故に際して、市として緊急に対策支援室というのを現地観光センターのほうに設けまして、できる限りの対応支援をしたというつもりでございます。議員の御質問のそういう初動体制と危機管理に際して必要な予算等があれば補正予算でという、このたび出ておらないがという御質問ですけど、そういう必要性を今後精査いたしまして、必要があるものであれば、また緊急経済対策になじむものがあれば、そういう部分で交付金対策事業として、また近々に臨時議会等を開催するという考えもありますので、その際に提案させていただきたいというふうに考えております。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 消防長、報道で知った範囲では、いち早く消防の職員が駆けつけたと。それから医師も当然だろうと思うんですが。その中に消防の職員がやっぱ被害に巻き込まれて救急車に乗せられたということなんですよ。逆に私、責任を追及するんじゃない、それは後日にしようと思うんですけど。そういう事態をある程度予測しながら緊急出動すると。そういった中に予期しないことが緊急事態では発生すると。そうしたときに、あしたしようと思っておったのが医療も含めてですね、そういう対応が求められ、それに予期しない状態が生まれたときに、いろんな形の援助と言え、一番やっぱ必要とするのは予算じゃないかと。そういう意味で消防側から見て、今度の事件で総括的なやつは後日きちんと捜査が終わってからすればいいと思うんですが、議会はこの6月議会で、あとは9月まで幅がありますので、その辺も含めて何か御意見があれば、事の経過とあわせながら、事実関係含

めて意見があれば述べてほしいということ。

議長（秋山哲朗君） 坂田消防長。

消防長（坂田文和君） 失礼しました。先ほどは、煙突のふたの件で質問があったと勘違いしまして、今回の救急出動におきまして隊員が危険な目に遭ったことは確かなことでございます。

これはなぜかと言いますと、一酸化炭素ということで、無臭、それから色もないということですね。それで通常の救急業務として対応しております。そこで、何て言いますか、立った姿勢、それから座った姿勢、いろんな状況からその一酸化炭素の影響を受けなかった、割と受けなかった。これで一番私が今たくさんの人の被害が出なかったのは、私どもの隊員の「ガスではないか」という一言です。これでたくさんの方が救われたと思っています。この一言で隊長が窓を開けて換気をしたりボイラーをとめさせたり、そういった操作をしております。今回のこういった事故を防ぐためにはどうしたらいいか。今のところ防ぐ方法はない。それはまず防ぐとすれば、隊員にセンサーをつける。この胸にですね。そういったことも今検討しておりますけれども、ほかに今防ぐ方法がないと。あとは通報時の聞き取りですね。これをいかにするか、それしか方法はないと。全国の消防の問題と思っております。以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。大中議員。

20番（大中 宏君） 今の南口議員と若干関連がありますけど、波佐間部長の回答で臨時議会でもということがありましたので、あえてここで前もって言わせてもらいますが、消防、これ市民の財産生命を守るのが基本的なことですね。で、以前はこの煙突等については、旧美祢市はどうかわかりませんが、消防団で各家庭の一人住まいや高齢者のお宅の煙突の点検をして歩いたり、それで危険な箇所においてはそれぞれ注意を促して改善を促したと。また消防団に出てくる方は実際にやって大変喜ばれたことがあったわけですけど、やはりこういうプラザホテル、そういうふうな公共団体とかいろんな大きな施設等はそういうふうな問題視されますけど、やはり市民の生命財産を守るという意味からして、そういうようなこともやられる必要があるんじゃないかと思います。ちょうどいい機会ですので、今度のもし補正が組み込まれるようでありましたら、そういうようなこともひとつ考慮してやっていただきたいと。

それから救急隊の隊員の対応ですけど、これも実際私、今回ある事件がありまして、心肺停止状態になった人の方が幸いにも私ともう一人女の人と2人で介護をして無事息を吹き返されたということがあったんですけど、そのときの救急隊の隊員の対応がですね、何か非常にまずかったといいますが、そういうふうな気がしました。実際に本人は意識も何もなかったんで全然記憶も何もないと、そういうようなことはないというふうに言われましたけど、本人の話だけを聞かれてですね、私たちの実際に介護した人たちの話というのは全然無視されたということで、これはやはりその人が命を取りとめられたからいいんですけど、もしそういうことがなかったらこれは大変なことになると思うんで、さっき言いましたように、いわゆる安全点検と併せて、そういうふうな形のもし予算的な面があるんなら、そういうのもひっくるめてまた臨時会等でも早急に出していただいて、市民のいわゆる生命と財産の安全確保について最大の努力をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 坂田消防長。

消防長（坂田文和君） 先ほど救急隊員の対応がまずかったということがございましたけれども、これは人の命に関わることですから、その辺の事実関係を今のところ私はわかりません。わかりませんが、本当にそうであったか、それが今時点でわからないわけですから、その辺は慎重に質問をしていただきたいと思います。私は思います。

予算関係は先ほど言いましたように、センサー、このセンサーを取り付ける、それぐらいのことしか今のところ不足のものはございません。救急車も高規格救急車を3台備えております。今のところそういった私どもの消防の装備で不足したものはございません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 大中議員よろしいですか。

20番（大中 宏君） はい。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。布施議員。

16番（布施文子君） 質問いたします。18ページです。17款の寄附金についてでございますが、一般寄附金ということにいただいているんです。大変ありがたいことであるというふうに思います。306万2,000円という金額が上がっておりますが、一般寄附でありますので用途は指定されていないのだと思いますが、

何に使われて、それはどこに計上されているのかということについてお伺いいたします。

議長（秋山哲朗君） 田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 只今の布施議員の御質問ですが、布施議員おっしゃったとおり、一般寄附金ということですから用途は特定されておりません。それで今回の補正に上がっておるのは歳入の補正ということですので、どこに使うということではございません。入るほうの補正ということですので。

以上です。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。布施議員。

16番（布施文子君） 今用途については何も考えていないということでもございました。寄附をなされた方に何らかの形でこういう形で使わせていただきましたということが、いつかの時点ではそういう御返事をなさるのですか。それともいただきっ放しですか。

議長（秋山哲朗君） 田辺次長。

総務部次長（田辺 剛君） 只今の御質問ですが、これ一般寄附金ということでいただいております、寄附をされた方の御自由にお使いくださいということで寄附をされておりますので、特に何に使ったということをお知らせする予定はありません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第2号平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第3号平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第4号美祢市民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例及び美祢市岩永本郷館の設置及び管理に関する条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第5号美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第6号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第7号美祢市高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第8号美祢市秋芳名水特産品直売所の指定管理の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 直売所は指定管理者に任せるということでございますけど、別府地区あるいは於福地区、そういう方の農家の方は、農家のせっかく生産者が生産された農作物、これが弁天池で販売できるように、できたらその辺はどうなってますでしょうか、お伺いいたします。

議長（秋山哲朗君） 阿武課長。

総合観光部観光総務課長（阿武 知君） お答えいたします。

現在の販売につきましては、地元別府地区を中心に生産されました農産物が販売をされているものでございます。今後につきましては、指定管理をされました団体と協議をしながら販売をできる方法を模索していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員。

14番（田邊諄祐君） あのですね、できたらそのように、ぜひ指定管理の条件の中に入れていただくと農家の方々は助かると思いますのでよろしくお願いいいたします。広範囲でやるとなかなか運営が大変だと思いますので、少なくとも於福地区、あるいは別府地区ですね、それから嘉万地区ですね、その辺の一般の農家の方も参加できるようにぜひお願いします。

議長（秋山哲朗君） はい、阿武課長。

総合観光部観光総務課長（阿武 知君） お答えいたします。議員さん御要望のように地元と協議をしまして進めてまいりたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第9号美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第10号財産の無償譲渡についての質疑を行います。質疑はありませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 無償譲渡なんですが、地方自治法237条の定めによって議会の議決を求めるということはわかるんですが、この二つの施設が指定管理者で管理をしていたので、指定管理者である地元へ無償譲渡するということはわかるんですけど、なぜ、無償譲渡するのか、その経過も含めて。それからもう一つは無償

譲渡した際の恐らく集会所等にかかわる施設だと思っんですが、それをその後の維持管理等は地元でただでもろうたけって、ただで管理運営できるわけじゃないはずなんです、その辺のところの心配事はないんだろうかという点をお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 福田次長。

総務部次長（福田和司君） それでは南口議員さんの御質問にお答えいたします。失礼いたしました。

両施設とも先ほど市長の説明にもありましたように、経過年数、昭和57年の設立以降、補助金等の適化法におきましても無償譲渡が可能ということで、今回の指定管理を外して無償譲渡という形をとらせていただいたわけですが、この施設につきましては、集落のいわゆる集会所的なコミュニティ的な使用がほとんどございまして、実際の指定管理の要綱に載るような施設ではないという部分もございまして、無償で譲渡をさせていただくと。で、これまでの指定管理料につきましても経費につきましては市の負担分として保険料が負担をされておりまして、それ以外はすべて指定管理におきます歳入と歳出で対応させていただいております。

ということで、今後は施設自体を地元は無償譲渡するわけですが、市としての負担というのは現状では考えておりません。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 大体わかったんだけど、別府民舞伝習館とか岩永本郷館とかいう名目で当時の秋芳町が建てたと。土地は地元の土地やったんだろうな、大体こういう建て方をするときには。それで土地がどっちのもんかというのと、もう一つは建物そのものが耐久年数が来たから、これ以上補修費やら何やらかかってやれんし、それから地元も受けたら何とか面倒を見るよということが確認がはっきりしちよるから、中途半端な指定管理という名目で中途半端なかかわりあいをお際整理をしたんがええということで、受け皿がしっかりしちよるから譲渡するんだということなんじゃろうか。

議長（秋山哲朗君） 福田次長。

総務部次長（福田和司君） 南口議員さんの質問でございますが、1点目の土地の

所有の関係でございますが、別府民舞伝習館、こちらにつきましては、土地は地元の土地でございます。それと岩永本郷館につきましては市有地でございます。で、先ほども御回答させていただいておりますが、この施設自体の用途というのは、地域のコミュニティの拠点施設と、集会的な部分で利用者がその地域に限定されておりますので、そこらあたりを地元の方と協議をさせていただいた上で譲渡を了解いただいた上での無償譲渡ということでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） そうするとね、別府のほうは土地そのものが地元の土地だから、このまま譲渡して後々地元で責任持って管理しなさいよと。ところが恐らく集会所的機能があれば、老朽化が著しくなったときには建て替えるとすれば、一般的な市が持っている建て替え政策で一部補助という形で対応されるんだろうと思います。ところが岩永本郷のほうは土地も含めて無償譲渡になるということ。あんまりおれひどくないから注目してもらえんのよね。田邊の諄ちゃんのようにひどいふうのほうが目立ってもらえる。（笑声）土地もただでやるんかね。

議長（秋山哲朗君） 南口議員、初回の委員会でもあろうかと思うんですね。

21番（南口彰夫君） いやいや、何でかって言ったらね、こういうのは初めてなんじゃね。だけ、これから先こういう老朽化したものがどんだんどんだん地元で譲渡していくかというのが聞きたいそいね。

議長（秋山哲朗君） 福田次長。

総務部次長（福田和司君） 只今の質問でございますが、基本的には現行の市の考えにのっとってやっております。ですから、市の市有地につきましては、あくまで市の所有ということでございまして……

21番（南口彰夫君） じゃけ、建物だけを譲渡するんであって、土地はせんのよね。

総務部次長（福田和司君） そうです。

21番（南口彰夫君） ありがとう。残りは続きでやる。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第11号字の区域変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第12号字の区域変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議案第13号市道路線の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第23、議案第14号市道路線の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第24、議案第15号和解及び損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第15号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第25、請願1件を議題といたします。この際、紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。三好睦子議員。

6番（三好睦子君） 農地法の「改正」に反対する請願を、山口県農民組合連合会秋芳支部の井上康義様より紹介議員として私が依頼を受けましたので、請願文を読

み上げます。

なお、国会におきましては、衆議院は通過しております。そして参議院に送られております。現在参議院で審議中でございます。

農地法の「改正」に反対する請願書の文面を読みます。

今、国会に提出されている農地法「改正案」は、当初これまでの農地法に指定された「農地は耕作者みずからが所有することを最も最適であると認め」「耕作者の農地取得の促進」「耕作者の地位の安定」を図るという記述をすべて削除し、「農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進する」としていました。衆議院の審査の中でこれらの文言が一部復活をしましたが、それでもなお今回の法「改正」は戦前の寄生地主制度への反省から確立してきた、農民的な土地所有と家族的な農業経営による農業生産の発展という、戦後農政の根幹を覆すもので、やがて大企業の農地所有に道を開くことになりかねないという懸念は払拭できません。

「改正案」では、修正の過程で「業務執行委員の執行役員の1人以上の者が農業に常時従事する」という規制を付加したとはいえ、「農地を適正に利用していない場合は賃借を介助する」旨の契約条項があれば、農業に関わらない大企業や外資系企業を含む一般企業でさえ農地を利用することができることとなります。しかも、これまで農家間の農地の賃貸借を安定させるために地域ごとに定めてきた「標準小作料制度」を削除することは、財力のある大企業に優良農地が集積され、政府が育てようとしてきた認定農家や集落営農でさえその存在が脅かされかねません。しかも貸借契約期間が50年もの長きに亘ることは、大企業による優良農地への権利を固定することとなります。

政府は耕作放棄地の広がりを防止し、食料供給力の強化を農地法「改正」の目的としています。しかし、耕作放棄地が増大している原因は、農地法に問題があるのではなく、また農民の努力が欠如していたからでもありません。農産物の輸入自由化や市場原理等によって、家族経営農業の継続が困難になったためであり、これまでの農政の結果にほかなりません。

経済情勢の変化を口実に、社会的責任を放棄して派遣切りや雇いどめを行っているような大企業が、国民の共有財産である農地法を支配することは、もうけのためにも農地を資産化される懸念を払拭できず、最も持続的で安定的であることが求め

られる農業とは相入れません。内需を活性化させるために地域を挙げて農林業を振興し、循環型の地域経済を確立しようと懸命な努力が全国各地で行われている中で、「農地法改正」はこうした努力に重大な支障をもたらすものです。

今必要なことは、国際的に食糧需給の逼迫に対応して食料自給率を向上させる農政であり、価格補償や所得補償など今頑張っている農家が営農を継続し、生活できる展望をもたらす施策です。今各地で新規就農者への支援制度が広がりつつありますが、後継者もその対象にして担い手をふやすこと、あるいは地域を挙げて取り組まれている耕作放棄地を解消する努力等に対する支援を抜本的に強化することが求められます。

このような施策こそが「安全な国際食料の安定供給のためにも、食料自給率の向上を」と求めている国民世論にこたえる確かな道と考えます。

以上の趣旨から次の事項を実現する意見書を政府関係機関に提出していただくことを請願します。

請願項目、1、「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にすること。

以上です。美祢地区の農業を守り、農地を守り、農業を守ることが美祢市議会としての役目ではないでしょうか。皆さん、よろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） これにて請願趣旨の説明を終わります。

これより請願の質疑を行います。質疑はありませんか。布施議員。

16番（布施文子君） 質問します。今の三好議員の請願ですが、農地法の改正、私は必要だと思います。今の提案についてですが、後継者不足、あるいは耕作放棄地がどんどんふえています。荒廃地もふえています。それに対して何らかの政策をしていかなければいけないというふうに思います。そういうことを考えての反対意見でございますか。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 今のような耕作地が、先ほども言いましたが、荒廃地が多いのです。で、担い手の方たちも支援をしていかなければならない。でもこの改正案が通れば、そういうことが全部難しくなってくるのです。だからこの農地法の改正には危ないよと言っているわけです。

説明が足りませんですいませぬ。今この法案は、農業に従事していない人でも農地を取得、農地を借ることができますよと。そしてその借る期間は50年ですよと。

そしてこの一番危ないところというのは、例えばアメリカにおられた方でも日本の農業をどこでも農業をすることができるよと、そうなった場合に、先ほど布施議員さんが言われたように、農地の荒廃とか農家の担い手とか農家法人が今ありますが、そういったものまでも営農を危うくしてしまう、そういった内容なのです。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） 三好議員の言われるこの全体の内容の一部については反対をするものではありません。ですが、今言われたようにこの後継者不足はこの改正によって壊れるんだとか、あるいは財力のある大企業に買収されるというか、そういうものに物を借りていくんだという決めつけた物の考え方は私は賛成できません。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） このたびの農地法の改正で、大きな特徴点は、これは大企業であろうが、中小企業であろうが、地方の土木建設業のいろんな異業種であろうが、働く人たちの雇用の場が大きく変わっていく一つのチャンスになるという意見もあるのはある。で、都市部と、特に中山間地域の美祿市では、実際に法が改正されたらどうなるかという点では大きな違いが恐らく出てくるのではないかと。

例えば地元にはいろんな建設業も含めてですね、いろんな業者が美祿市にあります。ところが、従来の業務だけでは、今例えばその中に従業員が10人ある会社もあれば、30人、100人ってある会社もあるだろうと思うんですね。で、その会社が、じゃあその業務だけでその地域の中で経済活動をやりながら労働者と一緒に生活をしていくということについては、非常に困難な問題がたくさん発生しとるのは事実なんです。その中で広大な農地や森林も含めてですね、林業を、その大きな点で見直して、施業の転換ですね。仕事を職業を新たなところに求めてという一つの大きな分野としては農業という課題があると。で、今後ますます食料農業自給率を高めたいということについては、国民の要望が非常に強くなっておりますので、安くて心配な不安な外米も含めながらですね、外国農産物をだんだんだんだんやっぱり制限していくという消費者の気持ちが強くなってくる。そういう意味では、特に地方の三ちゃん農業やる限られた方が農地を守って行くところには限界があるから、ある程度それを受け皿として広く広げていくという意味での可能性を追求すること

が必要なんではないかということを手張されている方々もたくさんおられるのは事実です。

ところがその反面、日本の戦後の農業政策の基本で、小さな農家、もともと戦後できていったのは地域単位で農協というものがつくられながら、地域の少ない面積で、たとえ段々畑であろうが、それで日本の風土に合った形で農地を守りながら農家を守って行くと、その上でいろんな農業共同組合の果たす役割ということを守りながら日本の農政がずっと持続的に続けられてきたのも事実で、それがあつて、小さな規模の農家をどう守って行くのかといったことが今の違った側面での課題だと。それは一貫して政府も県も地方も、小さな規模の農家をやっぱり守り育てていくといった趣旨のものはやっぱり大事にしていくべきであろうと思います。

少なくとも多少農地法の改正に反対する請願ということで多少文書表現については厳しいというか、率直なという表現が使われていますが、しかしながらこの美祢市議会で議論する際、この美祢市のこの広大な美祢市の面積の中で、実際に広域な専業農家というのは限られておるんですね。よくとも2町3町の田んぼを抱えてやると思えば、その一家の主がほかの仕事を捨てても専念しなければできない。それはなぜかといや、非常に効率の悪い、幾ら圃場整備をしたとしてもですね、農業そのものが効率の悪い状況にしか田んぼも畑も含めてですね、そういった点ではかなり制限されていますので。

しかしながらそのかつて30年前ぐらいですかね。三井物産がもやしを売ることが非常に話題になったことがあるんです。で、数年間三井物産がスーパーの店頭にもやしを並べて売り始めて、大いに議論になったんですが、結局数年後にはやめてしまったんですけど。ただ単に三好議員が言いたいのは、農地をそれこそ設けるために、商売の利益のためにという考え方をやっぱり適切でないんじゃないかということでその今度の農地法の改正のそうした部分には反対したいという請願者の思いを理解していただきたいというのが三好議員の切なる願いではないかと思えますので、私は賛成をしたいと思えます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。大中議員。

20番（大中 宏君） この請願書の中に、いろいろ書いてありますけど、いわゆる農産物の輸入自由化や、市場原理主義によって家族経営農業の継続が困難になったためにこのような農村の結果になったと。だからこそですね、今の農地法を改正

をして、この事態を打開をしていかなければならないと。それがしかもここその下にもちゃんと地域を挙げて農林業を振興し、循環型の地域経済を確立云々というのがいろいろ書いてありますけど、農地法の改正はこうした努力に重大な障害をもたらすものだというふうにありますけど、農地法を改正して、これ全面的な改正じゃなしに、先ほど言いましたような、いわゆる今ではもう農業が経営が成り立たないと。だからこそ改正をしていくんだというふうなんですけど、だったらですね、私は具体的に全面的に農地法を改正するんじゃなしに、やはり時代にマッチしたものを改正していかないけんのやから、だったらこういう面はこういうふうにして改正をしてくださいと。こうやらないけませんよと。先ほどから大企業云々、50年云々と言われますけど、必ずしもそうなるとは限りません。ですから、なぜそういうふうな方法をとられないか、全面的に農地法を改正反対だと、何か皆とにかく反対だと、そういうやり方には私はこれ進歩も発展もないと思います。ますます農業は衰退していくばかりですが、この点についてどういうふうに思いますか。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 農家の経営が成り立たないって言っているのは農地法のせいではなくて問題が農政にあるわけで、あたかもこの農地法が悪いから今の農業がやっていけないんだというようなふうに思われますが、本当にそうではなくて、今の先ほども言いましたが、働いても1時間157円ですか。その農業では農産物の価格の保障もないし、農家の所得補助もないといった、そういった農政に問題があるんであって、この農地法にあるのではありません。この改正の一番の変えようとしていることは、いままでの農地法というのは農業に従事している人は農業をできますよって言ってるんですけど、この法律は農業に従事しなくても農業ができますよと、そのように変えようと言ってるのであって、本当に実際これが導入された場合、茨城ですかね、トマトのつくるので、トマト栽培で農地を貸したのですが、それがもうけにならなくて、産業廃棄物の捨て場になったと、そういった事例もあります。

そういった意味で、今大中議員が言われましたが、本当に農家の経営が成り立つようにするというのが農業政策にあるのです。ちょっと変なこと言いましたかね。農業政策が悪いので農家がやっていけないと。米価でも1俵つくるたびに5,000円の赤字が出てるわけですね。そういったことを改善しなければ、担い手も育たないし、農業の法人化すれば大きくなればやっていけるんじゃないかというあ

れもありますが、これを導入されたときは大手の財力のあるのがパンと入ってやっ
てしまうと。そしたら農家の、農業法人はもちろんやっていけなくなるんです。

今の農地法ではですね、株式会社の方たちが農業法人つくって農業に参入するこ
とになっています。それでもまだそれ変えようというのは財界、財力のある大企業
の人たちが農業に参入してやっていこうと、食料を支配したいなとそういう思惑が
あることははっきり書いてありませんが、今までの茨城でもありますように、そ
ういった事例もありますように（発言する者あり）はい。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。ちょっと整理しないといけない。
三好議員いいですか、今の。（発言する者あり）南口議員。

21番（南口彰夫君） ちょっと説明が熱くなり過ぎて。今度の改正で一つ特徴的
なのは、さっき言ったように、企業が農地をどんどん持つことができると。だから
それはいい面もあると。さっき言ったようにもう土木建設業に限定されちょっと地
域でその田舎に行けば行くほど、例えば町役場か農協か建設会社、一番立派なのは
建設会社、これはまあ有名な話してるんでね。ところがその地域の経済活動の支
えになっちよる建設業が逆にもうそれだけの仕事ではということで、仕事を働く人
たちも含めて変えていこうと。そうすると遊休地がどんどんどんどん過疎の中で広
がっちよるからそれを企業として農業経営に参入できるようにと。別に新たに農業
法人立てててどうこうという手間のかかることをしなくてもいいという側面はあるの
はあるんです。で、しかしながら逆に言う企業は、もうかることはするがもうから
ないことは絶対しないんです。ですから、もうかると思えばその地域にどんどん
どんどん広げていって農地を買収してある程度やるが、ところが一たん農地や山林で
すね、それを目的のために買収したがバブルがはじけてこれはもうからんと思っ
たらそのまま放置をしてしまうんです。これは私が美祢に来て、部分的ですが、西厚
保の梅香という地域に一部不動産屋が参入をしてゴルフ場開発するというので、
広大な山林と、それから田んぼや畑を買収したが、バブルがはじけたために会社が
倒産したと。今もなお地元の人たちはあれをどうかしてほしいという声があるん
です。ところがもう既に真ん中の会社がなくなってしまうので、手のつけよう
がない事態があるんですよ。

それからさっき十文字原の話も出ましたが、かつて昨年の5月に私たちが調べた
範囲では、あの地域が何となく広大にもうかりかけたから、いろいろ買収工作をし

たと。ところがここも同じようにその元締めの企業や医療法人が倒れたため広大な森林や農地が放置されると。こういった懸念が生まれてくるのは事実としてあるのもそうなんです。ですから、そういう不安が取り巻くまま、解決されないまま農地法が改正されようとしていると。

それから日本の農業は三ちゃん農業と言われるぐらいに非常に小規模の中で家族で支えて何とか守ってきたと。そうした意味で食と農が非常に国民の関心を高くなっているのに、企業の利益のために使われるような形では日本の農業や農地、農家は守れないという思いを切なる訴えているわけですから、その辺を御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） さっきからですね、話が堂々巡りになっていると思います。ただ紹介議員が三好議員になっておりますので、きちっと説明する必要がやっぱり責任があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それを踏まえて、今南口議員がフォローされましたけども、それを踏まえてですね、質問していただきたいと思います。よろしくお願ひします。ちょっと待って、大中議員。

20番（大中 宏君） 私は先ほどもですね、全面的に反対というんでなしに、なぜ反対の部分だけをやられないか、あれだけ大企業云々というのがあるから、なぜそれだけ、なら取り上げてやられないかという。いわゆる農政の部分に矛盾があるからせめてこの農地法の改正をしてですね、少しでもよくしていこうというのが今回の改正なんですよ。だってその中にですね、悪いというのがあれば、その部分だけなぜ出さないんです。全体的になぜ農地法の改正という形をとるんですか。これはね、幾ら三好議員と2時間、3時間じゃないが、夜が空けるまで議論してもこれは平行線たどりますから、これは回答要りません。それぞれ見解の相違と言えはそうかもわかりませんが。

今この問題についてですね、全国の農業委員会の大会においても農地制度の改革というものは、これは農用地の確保と有効利用の促進に向けて活動を強化するためにも、この農地法等の改正をぜひ早期に成立して、させていただきたいというようなことも実際に決議しておるわけです。

それとは逆にですね、この農地法等の改正の今国会での成立が今のところかなり

先が見えてきたんですけど、この改正案について、逆にですね、今の資本的な経営をやっている、特に前にもちょっと農業問題で問題があったんですけど、伊藤忠商事の会長、何とかいったんですけど、それなんかはですね、この農地法の改正についてはですね、これいわゆるもうちょっと厳しいものにしろ、我々資本主義家のためになるようなそういうふうな改正をしろということをしてですね、これ今、ですから、このような所有権の規制の自由化、あるいは農地法の廃止を求める議論がどんどんどんどんそういう財界の中からも相次いでおるわけです。ですから、彼らにとってはこの今の農地法のこの改正ではそれが不十分なんです。農業に参入するこの壁を取り除いてほしいというふうに切実に訴えているわけです。これが彼らの本音なんです。ですから、今の農地法ではそれが実行できんわけです。三好議員が言われるようにですね、大企業が云々、50年が云々というようなこと言われますけどね、やはりこの農地法を根本的に変えて、ある程度農地に転用売買がしやすいようにすると、この丹波宇一郎と言うんですかね、伊藤忠商事の会長、これですよ。だから、廃止していわゆるもうちょっと流通をしやすいようにせよと。これはいわゆる農水省のキャリアも実際にそういうような発言しておるんです。それほどこの農地法というのは今は業界からはそういうふうな意見を求めている。だから、この改正というのは逆に言えば今の苦しい農業の現実を考えると、ぜひ現実に合ったものを改正していかなくちゃならないわけです。

それで、これ世界状況も盛んに変わっております。で、企業等は海外においても多くの土地を所有しております。日本の企業は割と海外に行って、海外の土地を買収しておるところはほかの国から比べたらかなり少ないんですけど、60万ヘクタールか、66万ヘクタールぐらいは買収しておるわけです。そういうふうにして海外で安いものを生産して日本国内に輸入しようとか、逆に言えば、いいほうに考えれば貧困の国の農業の生産を高めて、そのいわゆる人間的な暮らしを助けていこうと、そういうふうな形を企業というのは、逆にそういうふうな、いい企業はそういうふうな方向に向こうとしておるわけですよ。だから、ある程度その悪いほうへ悪いほうへ考えるんじゃなくていい方向へ考えていく必要があるんじゃないかと思います。改正もししないままですらですね、日本の農業は本当夢も希望もなく、恐らく私は将来消えてなくなる可能性が十分あるんじゃないかと思います。やはり食料問題等ひっくるめてですね、一歩でも二歩でも前進させていく必要がある

んじゃないかと。ただ改正案に反対するというのではなく、やはりこれからの日本農業のあるべき姿をどのようにしたらいいんかと、その中身をもうちよっと高い視点から考えていただいて、本当に困っている農民を助けると、日本の国内食料自給率、40%しかないんですから、これを高めていく、逆に荒廃地がふえていくという問題は何かと。この農地法を少しでもいい改正に、いい方向に持っていかうというのが先ほど言いましたように今回の目的でもあるわけですから、反対のための反対なら私は百害あって一利なしと思うんです。ですから、先ほど言いましたように、本当に反対の請願出されるんだったら、こういう面はいけんからこういう面を改正してくださいよというふうな方向に私は切りかえるわけでありまして。ですから、今回全面的に農地法の改正についてのこの請願については、私は反対といたします。回答は要りません。

議長（秋山哲朗君） あくまでも請願の紹介議員となっておられる三好議員に対する自分の考え方等は述べられて結構ですけども、短くまとめて述べていただきたいと思っておりますのと、これは所管の委員会また付託しますので、所管の委員会、しっかりまた議論をしていただきたいと思っておりますので。三好議員に対する御質問等ございましたら受けたいと思っておりますけども。有道議員。

3番（有道典広君） 短く設問させていただきます。先ほど茨城県とか、茨城ですかね、どっか農地がですね、企業によって、あと産業廃棄物処理場になったと。ここでちょっと農業委員会の局長にちょっとお聞きしてよろしいですか。そういうこと勝手にできるんでしょうか。農地をですね、勝手に産業廃棄物処理場にできるんですか。ちょっとそれだけお聞きして。そのための理由をちょっと……

議長（秋山哲朗君） ちょっと待って。あなたがこっち進めることじゃなしに、ちゃんとどういう趣旨でどうこうと言わないと指名できんからですね。

3番（有道典広君） だから違法行為が行われたのがたまたまあったというのはどこでもあると思うんですけど。まああってはならないんですけど、そういうのも言われてましたから、企業と言えどもですね、やっぱり守らないところは守らないといけなしいと思ひまして。基本的に私はこれは農地法を改正したほうがよいと思っております。そういう格好で今企業のことばかり言われますけど、今の農地法で耕作放棄地やらたくさん出たんですよ。今の状況でもそういうことが起きてるわけで、その辺はどうでしょう。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 先ほども言いましたけど、農地法で農業が荒廃になったわけではありません。農政がいけなかったからなったんです。

それからあとちょっと返答は要らないと言われましたけど、大中議員さんにはお気持ちがあるのはよくわかりますけど、この農政の改正、農地法の改正をすれば今のお気持ちが全部裏目、裏目というかその目標、目的を達しないよと、達しないものになってしまうのです。その改正案とかいう部分はいろいろ表が出てますので、お見せしたいと思います。

それから先ほど農業委員さんに問われましたけど、ちょっと私が答えます。これはですね、実際にあったのは、産廃と建築残土の盛り上げなのです。農業用水、農業用の排水路をつぶして現在の畑に水害が発生したり、農家の訴えでわかったわけなんですけど、実際はトマトをつくるよと言いながら、それで契約をされたんですが、残土を、産廃を捨てた後、建築残土が盛り上げられたという事例が出てるのです。だから、規則にはあるかと聞かれましたけど、そういうふうにやればやられてしまうということです。

それとですね、それと農業委員会のことがありましたけど、農業委員の人は合併でまた人数も減りまして、この改正案が通ればもっと農業委員の権限が強くなるのですが、人員が減っているいろいろなところで仕事がふえて、全部見切れないということも出てくるのです。ちょっと説明が足りませんが、はい。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、この請願に対するですね、考え方とかどうこうとか言うことでなく、この請願に対するわからないところ。あればやっぱりその質問にしてください。ちょっとですね、多岐にわたってますし、これ所管委員会またきっちりまたやられると思いますので、整備してから質問してください。有道議員。

3番（有道典広君） よくわかりました。今ここ先ほどから農地法ではない、農地法ではないといういろいろ話を、農地法の改正に反対する請願ですから、私はそれはちょっとおかしいんでないでしょうかと。それで今さっきから説明あるように、企業のモラルによってこれがなされた。まあそういうことが警察もあるように、日常茶飯事の違反というのはよく行われているところだけをつかまえるとですね、やはりこういう問題というのはおかしいんじゃないかなと。今の建設会社が土盛ってやったと言えども、これは例えば美祿では農業委員会で農地として利用しますからと

ということで決まったら、ずっと農地ですよ。農業委員会が農地で農地転用を認めて初めて使えるんですから。それを違反の部分为例えてですね、これをと言われても、ちょっと困るところがあるなと思います。悪い業者のところでは違反のマナーを守ってないところが悪いんだというだけであって、農地法が悪いわけじゃありませんから、その辺をちょっと解釈違うのではなかろうかとちょっと意見しておる次第です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） より一層簡潔に透明性をもってさせていただきたいと思っております。今回の農地法の改正、私はまずこれやるべきである、そのように思っております。結論はそこです。それで今回こういった農地法改正に関しましては、土地を借りやすく貸しやすい、こういった制度も入っておるわけでありまして。それで特に企業がもし参入してですね、大量に野菜とかつくったとしても、なかなか一企業で一人がですね、300万、400万簡単に稼げるもんじゃないわけですよ。ただ本当に私の女房は宇部で、今宇部では30件専門農家があるかどうかなんです、宇部市でも。それでその1件やったんですけれども、本当に30年前は米売っても結構もうかっておったんですけど、今はね、そういう状況ではない。もうメロンを売りながら、いろいろ知恵を出してですね、何とか創意工夫しながらして何とか専業でやってきたと。今はそういうことでしっかりと私は若い人が今回土地を借りやすく、貸しやすい、こういったところで若い人も農業に参入していきたい、たくさんおってです。都会でもってそういった方をしっかりと美祿に呼んでですね、そして、そういった方がほんとに知恵を出して、ほんとに新鮮な農作物を生産をしていくような、こういった今回の農地法の改正には、賛成ということで簡潔に申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております請願は所管の委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんは3時30分から議員全員協議会を開催いたしますので、委員会室へお集まりいただきますようお願いいたします。

午後3時15分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年6月10日

美祿市議会議長 秋本哲朗

会議録署名議員 滝巻良智朗

〃 竹岡高治